

令和6年10月11日

各位

見附市役所 総務課

品第35号 令和6年度「国民健康保険情報集約システムデータ連携用PC等」及び「後期高齢者広域連合標準システム機器」の賃貸借に係る質問の回答について

標記の入札公告に寄せられた質問について、下記のとおり回答します。

記

No.	質問事項	回答
1	ノートパソコンは庁舎内のみで使用する認識でよろしいですか。 屋外に持ち出す場合には自宅も含まれますか。	庁舎及び市の出先施設内でのみ使用します。
2	ソフトウェアについてはリース会社には使用权しかないため、満了後の使用权は市と納入業者との間で協議する旨の三者での覚書の締結は可能か。	可能とします。
3	添付見積書に記載がある保守パックについてはメーカー保守であり、リース会社に責任はないとの認識でよろしいか。	その認識で問題ありません。
4	無償譲渡案件につき、固定資産税は不要との認識でよろしいか。	その認識で問題ありません。
5	賃貸借（リース）の契約書案が示されていませんが、一般的なファイナンス・リース取引であり、受注者仕様の契約書で締結するという認識でよろしいか。	受注者（リース会社）仕様の契約書で締結するという認識で問題ありません。

見附市役所 総務課管財係

TEL : 0258-62-1700

FAX : 0258-63-1006